

平成 20 年度 固定資産税の 縦覧・閲覧期間について

下記の期間は固定資産税の縦覧期間です。

この縦覧は、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができる制度です。

《縦覧》・・・縦覧帳簿の縦覧 ※本庁のみ

期 間	4月1日～6月2日(土・日・祝日は除く)
場 所	大山町役場本庁 税務課
縦覧できる方	土地または家屋を所有する納税者(課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません) *土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、その資産のみの縦覧となります。
縦覧できる内容	土地…所在、地番、地目、地積、価格 家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格 *所有者・課税標準額は記載されません。 *納税管理人、同居の家族も縦覧できます。
必要なもの	本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)。
手数料	無料
注意事項	コピーは出来ません。

《閲覧》・・・名寄帳の閲覧

期 間	※閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。
場 所	大山町役場 本庁・各支所
閲覧できる方	納税義務者、納税管理人、同居の家族
必要なもの	本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)
手数料	縦覧期間中は閲覧無料。コピー代は1枚20円。

- ◆ 郵送申請もできます。
- ◆ 問い合わせ先
税務課 ☎ 0859-54-5208